

報告第9号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月7日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年4月18日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	平成30年1月24日 午後3時00分頃
事故発生場所	西脇市上比延町1326番26地先
相手方	市外女性
原因・状況等	市道上比延6号線に設置されたカーブミラーが、経年劣化により倒れ、市道上に駐車してあった相手方車両に損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費 86,453円 × 100% = 86,453円を賠償する。 その余の請求権の放棄